

6 精神保健活動

(1) デイケアの再開

神戸市の市街地には林立するビルの谷間に、築30～40年の木造“文化住宅”と呼ばれる家屋が数多くあり、精神障害者や高齢者の多くがこの“文化住宅”に居住していた。そして精神障害者の多くはデイケアや小規模共同作業所に通いながら地域で生活を営んでいた。しかし、今回の震災でほとんどの家屋が全壊、半壊の被害を受け、避難所生活を余儀なくされた。

保健所の精神保健福祉相談員は精神科救護所活動の合間をぬって、保健所のデイケアに通っているメンバーや作業所指導員と協力し作業所通所者の安否確認に努めた。

一方、避難所生活が長引けば、精神症状の再燃も懸念されるため、変則的ではあるができるだけ早期にデイケアが再開できるように努めた結果、3月頃より保健所でのデイケアが再開し始めた。

(2) 共同作業所の被害状況と再建

神戸市内には11か所の共同作業所があり、約250名のメンバーが通所していた。

このうち大きな被害を受けたのが、東灘区の「御影倶楽部」、長田区の「長田むつみ会」、須磨区の「ひまわり家族会」、垂水区の「垂西むつみ会」、の4か所の共同作業所が全壊・全焼した。灘区の「六甲倶楽部」と中央区の「中央区むつみ会」の2か所の共同作業所が半壊となった。その他の作業所も建物自体は一部損壊程度ですんだものの、内部の備品、作業材料等が散乱し、作業を再開するまでには時間がかかることが予測されたが、共同作業所の通所メンバーの生活支援をする必要からも、早期の再開を目指した。その結果、2月中には、共同作業所のすべてで再開が可能となった。また、全壊・全焼によって使用不能になった4共同作業所のうち新しい共同作業所が見つかった「長田区むつみ会」を除き安田火災記念財団の助成により、仮設共同作業所を設置し、7月7日から使用を開始した。共同作業所の被害状況等は表5のとおりである。

表Ⅱ-6-1 精神障害者共同作業所の被害状況と機能

共同作業所名	地区	建物被害	再開日	備考	今後の対応
御影倶楽部	東灘区	全壊	2月3日	集会所等を使用	仮設作業所建設 西灘公園内
六甲倶楽部	灘区	半壊	2月3日		
中央区むつみ会	中央区	半壊	2月20日		
兵庫むつみ会	兵庫区	損傷小	1月18日		
クサカテクノ社	兵庫区	損傷小	1月19日		
北むつみ会	北区	損傷微	1月24日		
すずらんの里	北区	損傷微	1月24日		
長田むつみ会	長田区	全焼	2月17日	保健所で実施	新作業所に移転
ひまわり家族会	須磨区	全壊	2月16日	保健所で実施	仮設作業所建設 須磨海浜公園内
垂西むつみ会	垂水区	全壊	2月1日	保健所で実施	仮設作業所建設 垂水スポーツガーデン内
なでしこの里	西区	損傷微	1月30日		

(3) 断酒会への対応

神戸市内では、4断酒会18支部が活動していた。震災で、断酒例会の会場が被害にあったり、避難所になったりして会場使用が不可能になり、断酒例会が開催できなくなった。断酒会は断酒例会で体験談を語り合うことによって、断酒継続が可能となる。そういった意味からも一日も早く断酒例会を再開したいとの要望が断酒会会員から寄せられたため、保健所をはじめ兵庫県立精神保健センター、精神病院等の会議室を臨時の例会会場として提供した。

(4) 被災した精神障害者の住居の確保

住居が全壊・半壊し避難所生活を余儀なくされている精神障害者について、避難所生活の長期化に伴った精神疾患の再発予防を図るため仮設住宅への入居を確保する必要が生じた。そのため、仮設住宅の優先入居に精神障害者の障害者年金1級受給者、並びに「障害の状態に関する証明書」の特別障害者を優先入居の第1順位とし、その他の者を第3順位とした。また、地域型仮設住宅への優先入居の対象枠も障害年金受給者、「障害の状態に関する証明書」交付者、精神保健法第32条（通院医療費公費負担）の認定者に拡大し、住宅の確保に努めた。

(5) 地域こころのケアセンター

全ての被災者が被災後に何らかの精神的不安を体験することから、PTSDなど心の悩みを抱える被災者への対応を図るため、情報提供として「こころとからだQ&A」（兵庫県発行）というPTSDの啓発と予防の冊子を保健所、避難所、仮設住宅に配布するとともに、「こころのケア通信」（兵庫県立精神保健センター発行）のリーフレットを配布し、予防、早期相談を呼びかけた。

また、ボランティア、カウンセラー、保健婦等、直接被災者と接するスタッフの研修を目的として講演会を開催した。

表Ⅱ-6-2 専門家養成の講演会開催状況

保健所	開催日	テーマ	対象
東 灘	2月25日	被災者のこころのケア	ボランティア
	3月 3日	ボランティアと被災者のこころのケア	ボランティア
	3月 9日	援助者のためのセルフヘルプ	ボランティア
	3月20日	旅立ちのとき	ボランティア
中 央	3月18日	被災者への心のケア	ボランティア
	3月19日	こころの問題について	保健婦
兵 庫	2月 9日	被災者へのこころのケア	ボランティア
西	4月15日	心の問題をめぐって	ボランティア
衛生局	6月27日	震災後のこころのケアについて	医師 保健婦
	7月11日	震災後のアルコール問題について	保健婦 相談員

精神科救護所活動等により、緊急時の精神科医療の円滑な確保が図られ、入院等の状況は、ほぼ平常化した。一方で、PTSDの予防や情報提供等被災者のこころのケアを図る長期的な体制の確立及び被災した精神障害者の地域での生活支援の必要性等

新たな課題に対応するため、「こころのケアセンター」事業の推進を図るため準備中である。

「こころのケアセンター」は被災者のPTSD等に長期的に対応するとともに、被災精神障害者の地域での生活を支援するため、阪神・淡路大震災復興基金の助成を受け、平成11年度までの5年間の期限で、地域に根ざした精神保健活動の拠点とするため、東灘・灘・中央・兵庫・長田・須磨の6区に「地域こころのケアセンター」を設置するとともに、「地域こころのケアセンター」が設置されない北・垂水・西の3区へも医師と保健婦・PSW等のコメディカルスタッフの派遣及び活動費の配分を行い、仮設住宅へのこころのケアに対応できるよう配慮した。

「地域こころのケアセンター」の事業内容は1. 講演会、座談会の開催、2. パンフレット等の配布、3. こころのケア相談。4. 仮設住宅等への巡回訪問指導、5. 語らいの場の運営、6. 被災者どうしの自助グループの育成等となっている。

「地域こころのケアセンター」と保健所が連携を保ちPTSDをも考慮しながら、地域精神保健活動をいかに展開していくかが今後の課題である。